

# 米原市いじめの防止等のための基本方針（案）【概要】

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

### いじめの防止等に関する基本理念

- いじめは、どの学校にもどの学級にもどの子にも起こりうる。学校外でも起こりうる。
- 「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。
- 被害と加害の二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性など）、はやし立てる「観衆」や黙って見守る「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- いじめの行為については、厳しく対処することはもちろん、その行為に至った要因や背景も十分にアセスメント（分析）して早期解決および再発防止に努める。

### 策定の目的

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す

## 第2 いじめの防止等のために米原市が実施する施策

### 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例

#### 条例第2～7条

#### 米原市いじめ問題対策連絡協議会

- いじめの防止等に関する施策の推進に関する事項
- 関係機関および団体の連携を図るために必要な事項

#### 条例第8～12条

#### 米原市いじめ問題調査委員会

#### 条例第13～16条

#### 米原市いじめ問題再調査委員会

### 米原市および米原市教育委員会の取組

#### 家庭・学校・地域の連携

- 児童生徒への挨拶・見守り活動
- 児童生徒が参加・活躍できる環境づくり
- 学校評議員・学校評価アンケート

#### いじめの早期発見

- 相談体制の整備（米原市子ども電話相談、米原市少年センター、米原市こども家庭相談室等）

#### 関係機関等との連携

- 家庭、学校、地域、警察、児童相談所等との連携のための連絡調整
- 国・県への必要な措置の要請

#### 教職員の資質向上・人材の確保

- 教職員の研修の充実
- いじめを隠さずに迅速な組織対応を評価するための小中学校への指導・助言

#### 啓発活動の推進

- いじめについての広報、啓発活動
- インターネットを通じたいじめについての啓発活動

#### いじめに対する措置

- 小中学校への必要な支援、必要な措置の指示
- 重大事態の調査

## 第3 いじめの防止等のために小中学校が実施すべき施策

### 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめの防止等の理念や取組を学校ごとに基本方針として定める

- 学校ウェブサイトや学校通信等での公表
- 保護者や地域の理解と協力を得るための努力

### 小中学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成。
- 役割・・・いじめの防止等の取組評価アンケートの分析、学校いじめ防止基本方針の見直し等

### 小中学校におけるいじめの防止等に関する取組

#### いじめの防止

人権教育や道徳教育、体験活動、受容的な雰囲気と規律を大事にした学級経営、いじめの防止等についての児童生徒による自主的な取組、児童生徒・保護者・教職員への啓発

#### いじめの早期発見

日常的な児童生徒の観察、保護者との連携による児童生徒の変化の把握、定期的なアンケート調査の実施、教育相談体制の整備

#### いじめの早期解決

迅速かつ組織的な事実確認・指導、いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒への指導、いじめ行為に至った背景や要因の分析・支援、他の児童生徒への指導、保護者への説明・助言、必要に応じた警察等の関係機関との連携、組織的な再発防止への取組

## 第4 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより、

- 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害
- 児童生徒が相当の期間学校を欠席

